

デューディリジェンス費用の取扱いの変更について

今般、株式会社企業再生支援機構は、中小企業による当機構活用の一層の促進を図るべく、中小企業にかかるデューディリジェンス(資産等の適正評価手続)費用について事業者の負担軽減を図ることとし、下記のとおり、取扱いを変更いたしましたので、お知らせします。

記

- ・対 象 : 中小企業にかかるデューディリジェンス費用
- ・変更前 : 費用の1/4あるいは1億円のいずれか低い価額を事業者が負担
- ・変更後 : 費用の1/10を事業者が負担

(注1)中堅企業及び大企業にかかる費用の取扱いは、従前から変更ありません。

- ・中堅企業 : 費用の1/2あるいは1億円のいずれか低い価額を事業者負担
- ・大企業 : 全額事業者負担

(注2)支援決定に至らなかった場合は、従前同様、企業の規模にかかわらず当機構が原則として費用の全額を負担します(事業者側の事情による場合を除く)。

<お問い合わせ先>

企業再生支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階

代表: TEL 03-6266-0310

中小企業経営支援政策推進室: TEL 03-6266-0380